



「両立支援助成金のお知らせⅠ」

前回は社員の雇入れ時の奨励金等のお知らせでしたが、今回は職業生活と家庭生活の両立を支援するための助成金のご案内です。1回では載せきれませんので2回に分けてご案内します。まだまだ、使える助成金だと思います。

I、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金



★労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路またはその近接地域を含む)に設置、増築などを行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成
※複数の企業が共同で設置・運営する「共同事業主型」の保育施設も対象となります。

助成対象		助成対象経費	助成率	上限額
設置費		建築または購入に要した費用	3分の1 (3分の2)	1,500万円 (2,300万円)
運営費	1～5年目	運営に要した費用(※) - (施設の定員総数 × 施設の運営月数 × 1万円(5,000円)) ※保育士、看護師の person 費と賃料	2分の1 (3分の2)	事業所内保育 施設の種類、 規模、延長 時間数等に 応じた額
	6～10年目		3分の1 (3分の1)	
増築費	増築	5人以上の定員増を伴う増築、 安静室を設ける増築、要件を満たす施設に するための増築に要した経費	3分の1 (2分の1)	750万円 (1,150万円)
	5人以上の定員増 を伴う建て替え	5人以上の定員増を伴う建て替えに要した 経費 × 増加する定員 / 建て替え後の施設の定員	3分の1 (2分の1)	1,500万円 (2,300万円)
	要件を満たす施設 にするための建て替え	要件を満たす施設にするための建て替えに 要した経費	3分の1 (2分の1)	1,500万円 (2,300万円)

※()内は中小企業事業主の場合

II、子育て期短時間勤務支援助成金



★子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて出た場合、事業主に支給
子育て期の労働者とは、小学校3年生修了までの子どもを養育する労働者をいい、
短時間勤務制度は、少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる制度
であることが必要

企業規模	制度利用者1人目	制度利用者2人目以降(1人あたり)☆
中小企業事業主	40万円	15万円
上記以外の企業	30万円	10万円

☆5年間、1企業あたり延べ10人まで(中小企業事業主は5人まで)

次回は、Ⅲ、中小企業両立支援助成金

- ①代替要員確保コース ②休業中能力アップコース
③継続就業支援コース ④期間雇用者継続就業支援コース をご案内します。

★中小企業の定義や、受給するための要件等があります。詳しくは当事務所までお問い合わせを